令和2年11月市議会 総務委員会資料

第 180 号・第 181 号・第 182 号・第 185 号議案 公の施設の指定管理者の指定について(ふれあいセンター)

弗 IOU 方語	表条	長崎巾茂不地!	ዾふれる	かいセ	ンター						i		
第 181 号詞	養案	長崎市日見地區	ヹふれま	あいセ	ンター		•						
第 182 号詞	義案	長崎市野母崎村	華島地図	≅ふれ	あい	セン	Þ —						
第 185 号詞	装案 ·	長崎市出津地	区ふれる	あいセ	ンター	_		•					
t		`											
目	次		•								,	ペー:	ン
1	施討	との概要・・		• •		• .•			•	• •	•	1 ~ 7	,
2	指5	管理者の概要	要・・			• •			•		• •	7	
3	指定	€の期間・・					•		•	1 b		7	
4	指定	≅管理者候補 ≉	者の選	定に	つい	て・	.				• .	7 ~ 9)
【参考】													
((1)	事業計画書	既要・								- 1	0~1	4
((2)	共通仕様書					•		•.	. ,	• 1	5 ~ 2	2
			中央	遊公	少 重	学 女子	īF.						
		·		総合								4.	
				総合 総合									
							'						
			令和	123	牛 1	7)	7						

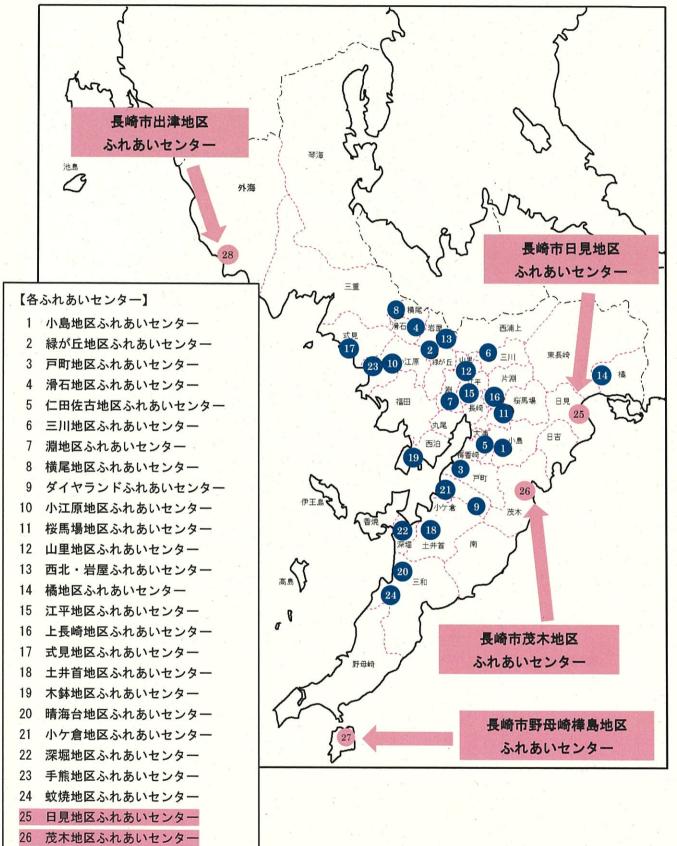


1 施設の概要

(1) 全体位置図

27 野母崎樺島地区ふれあいセンター

28 出津地区ふれあいセンター

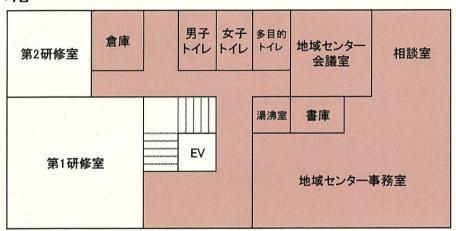


(2) 位置図、平面図(配置図)

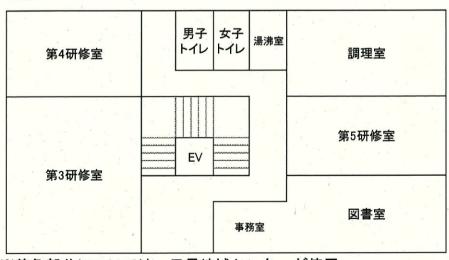
ア 長崎市日見地区ふれあいセンター



1階



2階

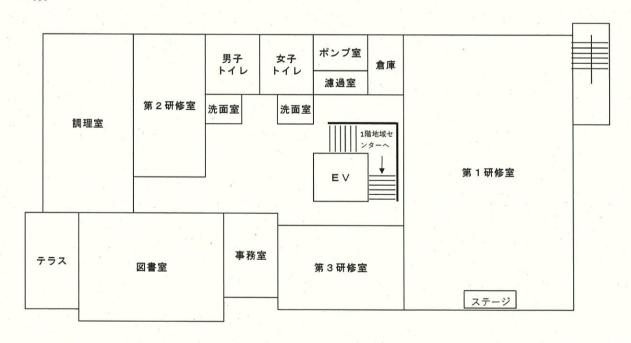


※着色部分については、日見地域センターが使用

イ 長崎市茂木地区ふれあいセンター



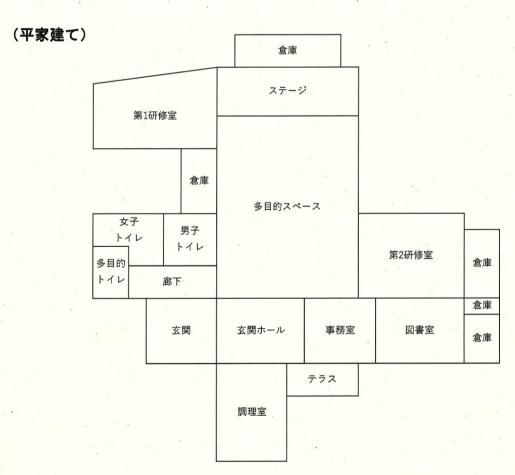
2階



※1 階部分については、茂木地域センターと中央消防署茂木出張所が使用。

ウ 長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンター

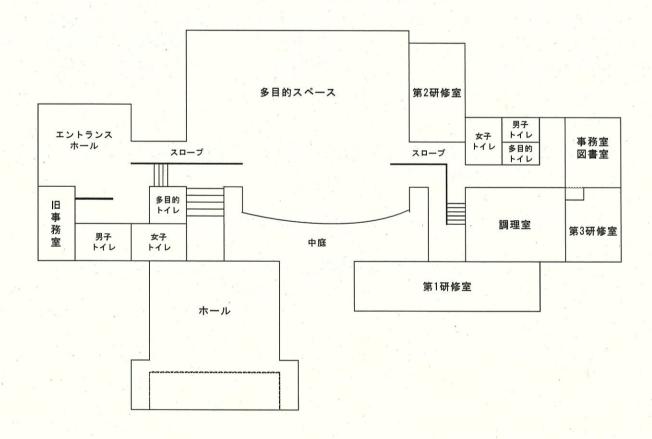




エ 長崎市出津地区ふれあいセンター



(平家建て)



(3) 設置状況

名称			主	主な施設内容		
(所在地)	設置年月日	構造	延床 面積	施設内容		
長崎市日見地区 ふれあいセンター (界2丁目1番19号)	令和 3 年 4 月 1 日 ※建築年月日	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 2 階建	693. 00 m²	1 階 第 1 研修室、第 2 研修室 修室 2 階 第 3 研修室、第 4 研修室、第 5 研修室、調理室、 図書室、事務室		
長崎市茂木地区 ふれあいセンター (茂木町75番地10)	• 日見…昭和 47 年 3 月 31 日 • 茂木…昭和 56 年	鉄筋コン クリート 造2階建 (2階部分)	654. 18 m²	2階第1研修室、第2研修室、第3研修室、第3研修室、 図書室、調理室、事務室		
長崎市野母崎樺島 地区ふれあいセン ター (野母崎樺島町 459番地 2)	3月24日 •野母崎樺島…平 成5年3月20日	鉄筋コンクリート造平家建	342. 71 m			
長崎市出津地区 ふれあいセンター (西出津町2794番地1)	・出津…昭和 57 年 4 月 1 日	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造平家建	813. 43 m²	ホール、第 1 研修室、第 2 研修室、第 3 研修室、調理 室、図書室、事務室		

- (4) 設置目的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民 の連帯意識の高揚に資するため
- (5) 開所時間 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上
- (6) 休所日 毎週日曜日又は毎週月曜日及び年末年始(1月1日から同月3日まで 及び12月29日から同月31日までの期間内)

(7) 利用者数の推移(地区公民館の過去4か年実績)

(単位:人)

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
日見	28, 927	27, 023	28, 387	23, 720
茂木	12, 487	13, 836	15, 399	13, 601
野母崎樺島	4, 977	5, 188	5, 476	3, 915
出津	3, 097	2, 814	3, 068	4, 042

2 指定管理者の概要

施設名	指定管理者名	所在地	代表者	設立 年月日
長崎市日見地区 ふれあいセンター	日見地区 ふれあいセンター 運営委員会	長崎市界 2 丁目 1 番 19 号	会長 奥村 修計	令和 2 年 6 月 23 日
長崎市茂木地区 ふれあいセンター	茂木コミュニティ 連絡協議会	長崎市茂木町 75 番地 10	会長森 茂八郎	平成 27 年 5 月 26 日
長崎市野母崎樺島地区 ふれあいセンター	野母崎樺島地区 コミュニティ 連絡協議会	長崎市野母崎樺 島町 459 番地 2	会長 小川 隆	令和元年 6月18日
長崎市出津地区 ふれあいセンター	出津地区 ふれあいセンター 運営委員会	長崎市西出津町 2794番地1	会長 杉山 和利	令和 2 年 7 月 27 日

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定方法、選定理由、管理運営体制

施設名	選定方法	選定理由	管理運営体制
長崎市日見地区 ふれあいセンター 長崎市茂木地区 ふれあいセンター 長崎市野母崎樺島地区 ふれあいセンター 長崎市出津地区 ふれあいセンター	非公募	地域コミュニティの拠点施設であり、当該地域の住民若しくは住 民の代表で構成される団体等に 管理させる場合に該当するため。	所長 1名、管理人及 び夜間管理人 数名

(2) 指定管理委託料見込み額

ア 長崎市日見地区ふれあいセンター

【単位:千円】

	年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
	利用料金	839	839	839	839	839	4, 195
収入	収入計(A)	839	839	839	839	839	4, 195
人件	人件費	5, 961	5, 961	5, 961	5, 961	5, 961	29, 805
	事務費	1, 733	1, 733	1, 733	1, 733	1, 733	8, 665
支出	修繕料	220	220	220	220	220	1, 100
	支出計(B)	7, 914	7, 914	7, 914	7, 914	7, 914	39, 570
市所	要額(B)-(A)	7, 075	7, 075	7, 075	7, 075	7, 075	35, 375

イ 長崎市茂木地区ふれあいセンター

【単位:千円】

	年度	.令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	合計
de 7	利用料金	227	227	227	227	227	1, 135
収入	収入計(A)	227	227	227	227	227	1, 135
	人件費	5, 562	5, 562	5, 562	5, 562	5, 562	27, 810
-	事務費	1, 681	1, 681	1, 681	1, 681	1,681	8, 405
支出	修繕料	220	220	220	220	220	1, 100
	支出計(B)	. 7, 463	7, 463	7, 463	7, 463	7, 463	37, 315
市所	要額(B)-(A)-	7, 236	7, 236	7, 236	7, 236	7, 236	36, 180

ウ 長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンター

【単位:千円】

	年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	合計
収入	利用料金	29	29	29	29	29	145
	収入計(A)	29	29	. 29	. 29	29	145
	人件費	5, 303	5, 303	5, 303	5, 303	5, 303	26, 515
 _ш	事務費	1, 174	1, 174	1, 174	1, 174	1, 174	5, 870
支出	修繕料	220	220	220	220	220	1, 100
	支出計(B)	6, 697	6, 697	6, 697	6, 697	6, 697	33, 485
市所	要額(B)-(A)	6, 668	6, 668	6, 668	6, 668	6, 668	33, 340

エ 長崎市出津地区ふれあいセンター

【単位:千円】

							K		
	年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和 6 年度	令和7年度	合計		
de 7	利用料金	19	19	. 19	19	19	95		
収入	収入計(A)	19	19	19	19	19	95		
	人件費	5, 430	5, 430	5, 430	5, 430	5, 430	27, 150		
+ ,,,	事務費	1, 049	1, 049	1, 049	1, 049	1, 049	5, 245		
支出	修繕料	220	220	220	220	220	1, 100		
	支出計(B)	6, 699	6, 699	6, 699	6, 699	6, 699	33, 495		
市所	要額(B)-(A)	6, 680	6, 680	6, 680	6, 680	6, 680	33, 400		

【参考】

(1) 事業計画書概要

ア 長崎市日見地区ふれあいセンター

10ページ

イ 長崎市茂木地区ふれあいセンター

11ページ~12ページ

ウ 長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンター

13ページ

エ 長崎市出津地区ふれあいセンター

14ページ

(2) 共通仕様書

15ページ~22ページ

【参考】

(1) 事業計画書概要

ア 長崎市日見地区ふれあいセンター

(ア)経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連 帯意識の高揚等を目的とし、地域住民の自主的な地域活動を推進し、センターの 効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

(イ) 運営について

a 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室及び調理室の独占利用については、すべて事前(使用開始前まで)の申請を受け、条例・規則に基づき審査をしてから利用を許可する。

図書の貸出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

b 夜間利用について

地域自治会、地域の学校関係会議、学習グループによる夜間利用の要望にこたえ、研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

c 利用増加への取り組みについて

幅広い年齢層の利用を促すため、ふれあいセンター主催の各種講座、イベントの開催、ふれあいセンターだよりの発行を予定している。

d 利用者等の要望の把握について

地域の連合自治会など、実際に施設を利用する団体から選出された委員で構成する団体が運営を担うことにより、利用者等の要望の把握がしやすく、地域住民の意思を施設の運営に反映させることができる。

問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を 行う。

e 地域との連携について

ふれあいセンターを地域住民が積極的に活用しやすい施設とするため、地域住民を主体として組織される団体が運営を行うことにより、地域住民と施設運営者が一体となり、施設の運営及び活用に対する協力体制を整える。

イ 長崎市茂木地区ふれあいセンター

(ア)経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連 帯意識の高揚に資する地域コミュニティの拠点施設として、住民から愛され、信 頼されるふれあいセンターを目指す。併せて、地域の発展に貢献する。

以下、主な具体的なものとして・・・

- a 利用者等に寄り添った施設管理運営を行う。
- b 住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図る。
- c 住民の自主的な地域活動を支援する。
- d 住民への有益な情報の発信を行う。
- e 住民が利用する施設の機能向上と効率的な管理運営に努める。

(イ) 運営について

a 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室及び調理室の独占利用については、すべて事前(使用開始前まで)の申請を受け、条例・規則に基づき審査をしてから利用を許可する。

図書の貸出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。

b 早朝及び夜間利用について

地域関係団体の会議及びイベント等や学習グループによる要望にこたえ、研修室等の早朝及び夜間利用について弾力的に対応する。

c 施設利用の促進について

研修室、調理室及び図書室の利用率アップに向けて、ふれあいセンター自主 企画、協議会及び住民からの提案をいただきながら有効な促進策を実施してい く。

d ふれあいセンター自主講座等の実施について

茂木地区公民館が行ってきている講座実績を参考にして、さらに地域住民が 要望するふれあいセンター自主講座を実施する。

e 高齢者向けの事業について

高齢化が進んでいる地区であり、高齢者に向けた健康づくりの講座等を企画 し、憩いの場としての活用を促進する。

f 多世代交流事業について

地元特産を活用した各種体験教室や料理教室、夏休み期間の親子教室等の各 種講座を企画し世代間交流を図る。

g 学習グループの支援事業について

地域住民が自主的に学び活動する学習グループに対して、活動への助言や相談等の支援を積極的に行う。

h 地域課題をテーマにしたセミナー等の実施について

協議会が作成した「茂木校区まちづくり計画書」にまとめられている地域課題等をテーマとして取り上げたふれあいセンター自主講座やセミナーを計画的に実施する。

i 利用者等の要望の把握について

協議会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の連合自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握が容易にできる。

また、アンケート調査等を行うなかで、要望等を把握し、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を行う。

j 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければならないため、地域住民と協議会が一体となり、業務に対する協力体制を整える。

k 広報活動について

ふれあいセンターの活動状況を周知広報するため、定期的に「(仮称) ふれあいセンターだより」の発行、ホームページやSNSを活用した情報発信を行う。

ウ 長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンター

(ア)経営方針について

地域住民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚等を目的とし、地域住民の自主的な地域活動を推進し、その拠点としてセンターの効率的な運営を図ることにより、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

(イ) 運営について

- a 研修室等に関する利用の取扱いについて
 - (a) 研修室及び調理室の独占利用については、すべて事前(使用開始前まで)の申請を受け、条例・規則に基づき審査をしてから利用を許可する。
- (b) 図書の貸出しは、市立図書館の指導を受け、原則として、市立図書館の例により貸出しを行う。
- (c) 図書室はスペースに限りがあるため、新刊図書や情報誌の紹介を主に行い、 図書システムを活用した貸出しを積極的に行う。
- b 夜間利用について

自治会、地域の福祉関係会議、学習グループによる夜間利用の要望にこたえ、 研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

.c 高齢者向けの事業について

高齢化が進んでいる地区であり、高齢者に向けた健康づくりの講座などを企画 し、憩いの場としての活用を促進する。

d 多世代交流事業について

地元特産を活用した各種体験教室や料理教室、夏休み期間の親子教室などの各種講座を企画し世代間交流を図る。

e 利用者等の要望の把握について

協議会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の自治会等の公共的団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。

また、アンケート調査などを行うなかで、要望等を把握し、問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を講じる。

f 地域との連携について

ふれあいセンターは、地域住民が積極的に参加・協力しやすいものでなければ ならないため、協議会は地域住民と一体となり、業務に対する協力体制を整える。

g ふれあいセンターの活動状況を周知広報するため、定期的に「ふれあいセンターだより」の発行などを予定している。

エ 長崎市出津地区ふれあいセンター

(ア)経営方針について

地域住民の健康増進、福祉の向上をはじめ、世界遺産の構成資産所在地という 地の利を活かした文化観光の振興を図り、地域住民の連帯意識を高めることを目 的とし、センターの効率的な運営を図ることにより、地域内での様々な自主的活 動を支援し、ふれあいのある住みよい地域づくりを推進する。

(イ) 運営について

a 研修室等に関する利用の取扱いについて

研修室、ホール及び調理室の独占利用については、すべて事前(使用開始前まで)の申請を受け、条例・規則に基づき審査をしてから利用を許可する。

図書の貸出しは、市立図書館の指導を受け、市立図書館の例により貸出しを行う。

b 夜間利用について

地域の自治会、学校関係会議、学習グループによる夜間利用の要望にこたえ、 研修室等の有効利用を図るため、弾力的に対応する。

- c 多世代交流事業等について
 - (a) ふれあいセンター主催の健康づくり教室、世界遺産関係及び文化財愛護活動など年間を通しての各種講座、ふれあいまつりの開催、ふれあいセンターだよりの発行等を通じて世代間交流を図る。
- (b)「食」の講座として、地元特産品「ゆうこう」を活用したお菓子・パン作りや ジビエ料理教室の開催。
- (c) 外海公民館や出津愛児園の学童クラブ(夏期等)と連携した講座イベント等の開催。
- (d) 地域の文化イベントである「出津・黒崎文化まつり」については、ふれあい センターとして開催に係る共催、協賛等を検討する。
- (e) 現在、出津地区公民館で実施している学習グループ等の活動は、引き続きセンター事業の一環として継続する。学習グループとの連携により、だれでも参加できる「ふれあい」の場つくりを進める。
- d 利用者等の要望の把握について ...

運営委員会は、住民の意思を十分に反映させるため、地域の自治会等の公共的 団体の代表等で組織しているので、利用者等の要望の把握ができる。利用頻度の 高い学習グループについては、連携を深め要望等の把握に努める。

問題点等については、市担当課と協議を行い、改善策を検討するなどの措置を 行う。

e 地域との連携について

ふれあいセンターを地域住民が積極的に参加・協力しやすい施設とするため、 運営委員会は、地域住民と一体となり、センターの運営が行えるよう協力体制を 整える。

(2) 共通仕様書

【長崎市〇〇地区ふれあいセンター】管理運営業務仕様書

長崎市〇〇地区ふれあいセンターの管理運営を行う指定管理者の業務内容及びその範囲については、この仕様書によるものとする。

I 基本的事項

1 業務の目的

本業務は、市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため設置された「長崎市〇〇地区ふれあいセンター」の利用者が、安全で快適に利用するための円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理を行うことを目的とする。

2 管理運営の基本的な考え方

円滑な運営及び適切な維持管理を行うにあたり、指定管理者は法令や条例等を遵守するととも に、あわせて次の事項を遵守すること。

- (1) 施設設置の趣旨に則した管理運営に最大の努力を行うこと。
- (2) 利用者が行う活動を有意義なものとするための公共施設としての運営を行うこと。
 - (3) 利用者の意見や要望を聞き管理運営に反映させるなど、利用者本位の運営を行うこと。
 - (4) 環境負荷の低減と施設の保全に努め、効率的な施設運営を行い経費縮減に努めること。
 - (5) 『長崎市個人情報保護条例』に従い、個人情報の管理及び保護を行うこと。
 - (6) 災害時、緊急時に備えた危機管理計画を作成し、職員に徹底すること。

3 開所時間、休所日

利用者の要望に応え、開所時間、休所日を変更する場合には、市と協議するものとする。

- (1) 開所時間 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上
- (2) 休 所 日 毎週日曜日又は毎週月曜日及び年末年始(1月1日から同月3日まで 及び12月29日から同月31日までの期間内)

4 職員配置

適切な管理運営業務を実施するため、必要な有資格者及び経験者等を確保し、適正な職員の配置を実施すること。

- (1) 設備等の保守管理及び施設内外の清掃等、各種業務における責任体制を確立するため責任者として所長を配置すること。
- (2) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとすること。

5 法令等の遵守

ふれあいセンターの管理運営にあたっては、本仕様書のほか、長崎市ふれあいセンター条例 (昭和62年長崎市条例第22号)、長崎市ふれあいセンター条例施行規則(平成8年長崎市規則第 12号)並びに関連法令等を遵守し、適正な管理を行うこと。

6 危機管理対応

指定管理者は、非常時、緊急時に対応できる防災計画書を作成すること。

- (1) 自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、市をはじめ関係機関に通報すること。
- (2) 火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導及び関係機関への通報を行うこと。
- (3) その他利用者に対する対応に万全を期すること。

7 個人情報の保護と情報公開

- (1) 業務上知り得た個人情報については、長崎市個人情報保護条例(平成 13 年長崎市条例第 27 号)により適正に取扱うこと。
- (2) 指定管理者がふれあいセンターの管理運営のために保有している文書等について、市に情報公開請求があった場合、長崎市情報公開条例(平成13年長崎市条例第28号)の規定に準じて公開するものとする。

8 環境に対する取り組み

長崎市は環境マネジメントシステムに取り組んでいることから、施設の管理運営にあたっては 環境への負荷低減対策を実行・記録し、適宜結果を報告するなど環境に配慮した施設管理を行う こと。

9 物品の帰属

指定管理者は、市が貸与する物品等について、長崎市会計規則(昭和 39 年長崎市規則第 21 号) に定められた備品台帳など備えて適正に管理すること。また、故意又は過失など指定管理者の責に より市が貸与する物品等を毀損滅失したときは、当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入 又は調達すること。

10 賠償責任

ふれあいセンターの管理運営を行うにあたり、指定管理者の行為が原因で利用者に損害を与えた 場合は、国家賠償法第1条の規定により、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、市は、市が 負ったその賠償について指定管理者に対して請求を行うことができる。

11 管理運営に係る経費

指定管理者がふれあいセンターの管理運営を行うために要する経費は、市からの委託料及び利 用料金を充てる。

12 センター主催講座の実施

センター主催講座を年に2回以上実施すること。

13 利用状況報告書の提出

指定管理者は、利用状況報告書を毎月作成し、翌月の15日までに市に提出すること。その他、 特に報告が必要な場合においては、適宜市へ報告すること。

14 業務の再委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。

15 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 市は、指定管理者が管理するふれあいセンターの適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (2) 市は、指定管理者が市の指示に従わない時及び、その他当該指定管理者による施設管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (3) 市は、必要と認めるときは、指定管理者が行うふれあいセンター管理運営業務に関する出納関連の事務について監査を行うことができる。

16 利用者アンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価するための利用者アンケートを実施し、ふれあいセンター利用者の意見又は苦情等を聴取して行った業務への改善状況等について市に報告すること。

17 事務の引継ぎ等

指定管理者は、本業務の終了に際し、市が指定する日までに管理する一切の事務を整理し、自 らの費用負担により、市または市が指定するものに対して事務の引継ぎを行うこと。

18 責任分担

ふれあいセンターの管理運営に伴う責任分担については、別紙「責任分担表」に定めるとおり とする。

19 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義 が生じた場合は長崎市と協議し決定すること。

Ⅱ 管理業務

1 管理する施設

指定管理者が管理する施設は次のとおり。

(1) 名 称 長崎市○○地区ふれあいセンター

(2) 所 在 地 . 長崎市○○

(3) 建物概要 〇〇〇〇 - -

(4) 施設概要 〇〇、〇〇、〇〇

2 施設の利用許可等

指定管理者は、ふれあいセンターの利用許可権限を有することになる。許可に際しては、利用 内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、平等な利用を図らなければ ならない。なお、ふれあいセンターの利用に係る具体的な事務は次のとおりとする。

- (1) 入場の制限
- (2) 施設利用料金の徴収
- (3) 予約の受付、利用団体の利用の調整等
- (4) 利用者への利用上の注意説明
- (5) 図書の貸し出し、整理等(図書オンラインを含む)

3 利用者への対応

利用者本位の運営を行い、親切丁寧な対応を心がけ、常にサービスの向上に努めること。

- (1) 窓口での対応、施設案内、利用状況の巡視及び安全指導
- (2) 物品の貸与、収納、整理整頓、簡易な修理
- (3) ふれあいセンターへの各種問合わせへの対応
- (4) 負傷者、急病人等への応急対応並びに関係機関への連絡
- (5) 年少者、高齢者、障害者等への配慮

4 トラブルへの対応

- (1) 要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理すること。
- (2) 指定管理者への要望、苦情等で重要なものは、速やかに市に報告すること。

5 施設の運転管理等

指定管理者は、ふれあいセンターにかかる施設設備の運転、維持管理及び保全を行うとともに、 効率的な運営を図り環境負荷を低減させること。

(1) ふれあいセンターが保有している諸設備全般の運転と保守管理 (電気、給水、消防設備、その他の施設設備等)

6 施設利用料金の徴収

指定管理者は、施設利用料金の徴収にあたっては、関係法令、条例及び規則に従い徴収事務を行うこと。

(1) 施設利用料金の徴収は、許可の際に行うこと。

- (2) 利用料金等の徴収に係る関係書類を備え付け、徴収した金額を常に明らかにしておくこと。
- (3) 検査その他必要により、利用料金等の徴収に係る関係書類の提出を求められたときは、これに従うこと。
- (4) 市は、必要があると認めるときは、利用料金等の徴取に係る関係書類の提出を求め検査することができる。

7 施設利用料金の減免及び還付

指定管理者は、施設利用料金の減免及び還付基準を遵守し、実施にあたっては市と協議すること。

8 原状回復義務

指定管理者は、指定の期間が満了したとき、ふれあいセンター及び設備を速やかに原状に回復すること。

9 施設における自主事業の実施

施設の性格や設置目的を勘案し、施設利用者の利便性の向上や、施設の魅力を高めるために効果的であると認められる場合は、長崎市との協議により、指定管理者独自の自主的な事業を行うことができる。

自主事業に係る経費については全て指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入について は指定管理者の収入とすることができるが、損失が発生した場合は、全て指定管理者の負担とな る。

なお、自主事業を行う場合、あらかじめ長崎市に実施計画案を提出し、長崎市の承認を得たうえで実施する。また、必要に応じて施設の使用許可や市から目的外使用許可を受け、施設の利用に係る使用料等を納付する必要がある。施設への設備投資を伴う事業を行う場合は、加工承認等を得て実施する必要がある。長崎市の承認を得て実施したものについては、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、長崎市の承認を得た場合を除き、原則、速やかに原状に回復しなければならない。

10 施設の修繕

(1) 市が行う修繕

計画修繕及び(2)で定める指定管理者が行う修繕以外の修繕及び市が委託料に含めて支払う 22万円の修繕料を超える修繕については、市が行う。

(2) 指定管理者が行う修繕

空調機器や給排水設備などの付属設備や備品の故障、雨漏りなど施設運営において緊急を要する修繕で1件当たりの金額が10万円以下の修繕については、責任分担表に示すとおり市が委託料に含めて支払う22万円の修繕料の範囲内で指定管理者において対応するものとする。

(3) 修繕の執行

修繕の執行(業者選定、見積徴取、契約等を含む。) は長崎市契約規則(昭和 39 年規則第 26号)に準じて行うこと。

なお、業者選定については、長崎市内に本社を有する長崎市建設工事等競争入札参加者の資格

審査及び選定要綱(昭和55年8月1日施行)第11条に規定する有資格者名簿又は長崎市物品 等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱(昭和63年12月1日施行)第11条に規定する有 資格者名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)を優先して行うこと。

(4) 修繕費の精算

指定管理者は、修繕料に係る委託料について、支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、市 が指定する日までに市に提出するものとし、精算した結果、残金を生じたときは、市が指定する 日までに市に残金を返還しなければならない。

11 その他

- (1) 備品台帳の整備と所在の確認
- (2) センター主催講座の周知やふれあいセンターの利用促進等を行うほか、他の公共施設のポスターの掲示及びチラシ配布等、PRの相互協力
- (3) 市への各種報告書類を含め、必要な統計基礎資料の作成

別紙 責任分担表

——————————————————————————————————————	,		
	項目	長崎市	指定管理者
地库 法人泰市	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	0	
制度・法令変更	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		0
発制座の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	. 0	<u> </u>
税制度の変更	一般的な税制変更		0
物価変動	物価変動に伴う経費の増		% O
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		 %O
利用者の変動	0 .		
小川石 V / 交勢 	当初の事業計画の利用者見込みとの相違	- <u>-</u>	0
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		0
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		0
施設設備等の損	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		0
施設設備等の扱 傷 	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・ 備品の損傷	協議	事項
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備によ		0
損害賠償	る事故や火災等に伴う利用者への損害	<u></u>	
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備	協議	事項
	による事故や火災等に伴う利用者への損害		
	管理上の瑕疵(指定管理者の責)による施設・設		_
	備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時 休所等の運営リスク	•	
運営リスク	管理上の瑕疵によらない(長崎市の責による)施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う 臨時休所等の運営リスク	○ (責任の範囲 については協 議する)	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用 者への損害、臨時休所等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の	準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担		0
	整、利用指導、案内、警備、苦情対応)		0
維持管理(清掃、	施設及び設備等日常点検、安全衛生管理)	<u> </u>	0
 維持管理(施設保			
	守点検、設備等法定点検)	0	
維持管理(修繕)	守点検、設備等法定点検)	0 , •	,
		0 .	
※概算払いで支払	守点検、設備等法定点検) ふわれた委託料(修繕費)の範囲内 額が 10 万円以下のもの	0	0
※概算払いで支払 ※1 件当たりの金	なわれた委託料(修繕 費)の範囲内 額が 10 万円以下のもの	0	0
※概算払いで支払 ※1 件当たりの金 管理事務所、倉庫	なわれた委託料(修繕 費)の範囲内 額が 10 万円以下のもの	0	
※概算払いで支払 ※1 件当たりの金 管理事務所、倉庫 有料施設の利用の	なわれた委託料(修繕費)の範囲内 額が 10 万円以下のもの 等の物品管理 許可(受付、許可、料金徴収業務)	0	0
※概算払いで支払※1 件当たりの金管理事務所、倉庫有料施設の利用の使用許可の受付・	なわれた委託料(修繕費)の範囲内 額が 10 万円以下のもの 等の物品管理 許可(受付、許可、料金徴収業務)	0	0
※1 件当たりの金 管理事務所、倉庫 有料施設の利用の 使用許可の受付・ 災害時対応(待機	本われた委託料(修繕費)の範囲内 額が 10 万円以下のもの 運等の物品管理 許可(受付、許可、料金徴収業務) 交付事務	0	0 0
※概算払いで支払 ※1 件当たりの金 管理事務所、倉庫 有料施設の利用の 使用許可の受付・ 災害時対応(待機	本われた委託料(修繕費)の範囲内 額が 10 万円以下のもの 等の物品管理 許可(受付、許可、料金徴収業務) 交付事務 連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置) 計可及び目的外使用料の徴収		0 0

災害時対応(待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)にお	3	
ける指示等・		
災害復旧(本格復旧)	0	
火災保険(火災及び災害)	. 0	
施設賠償責任保険	0	0 ,

[※] 指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。 <本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議することとします。 >